

●香川県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成24年10月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成24年8月9日	藤井歯科医院	丸亀市原田町2186番地
平成24年8月31日	かじはらペインクリニック	坂出市川津町2785番地1